

第

2章

こども・若者・子育て当事者を 取り巻く状況

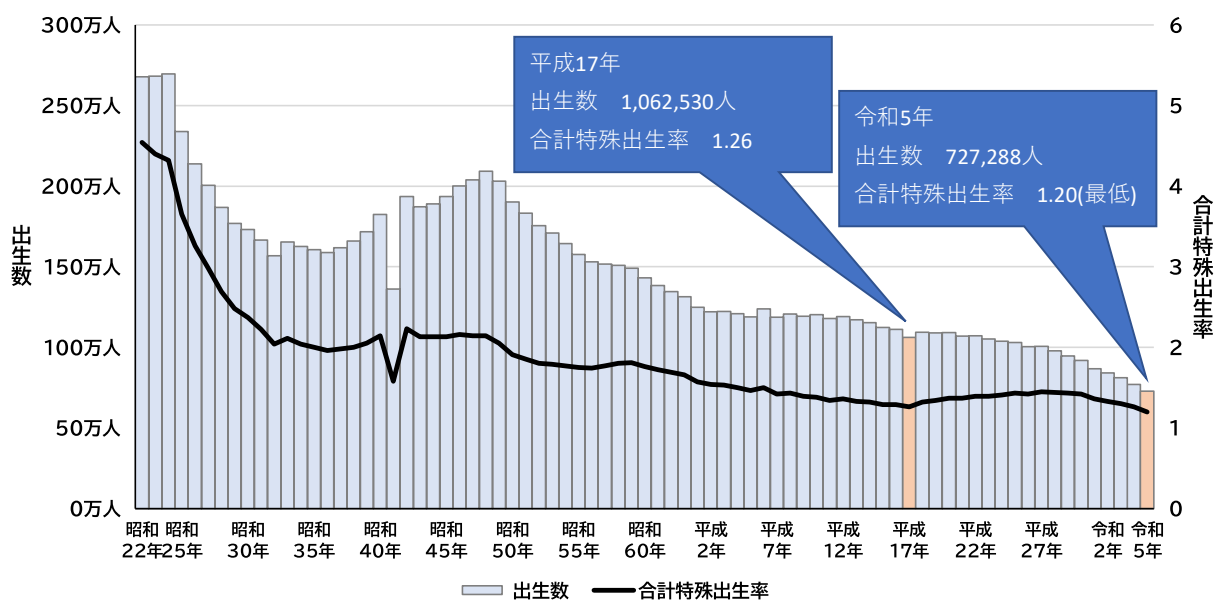
1 少子化の動向

わが国における出生数は減少傾向で推移しており、2023（令和 5）年は過去最少の 72 万 7,288 人となっています。また、合計特殊出生率については、2005（平成 17）年に過去最低の 1.26 を記録して以降増加傾向に転じていましたが、2015（平成 27）年以降再び減少に転じ、2023（令和 5）年は 1947（昭和 22）年に統計を取り始めて以来最も低い 1.20 となり、国の人口維持に必要なとされる 2.07 とは大きな隔たりがあります。

これまでの国における少子化対策としては、1990（平成 2）年の合計特殊出生率が、1966（昭和 41）年の 1.58 を下回った「1.57 ショック」を契機として、1994（平成 6）年に最初の総合的な少子化対策となる「エンゼルプラン」が策定されました。

その後、2003（平成 15）年には「少子化対策基本法」が制定されるとともに、翌年「少子化対策大綱」が策定され、少子化対策は政府全体の取組として位置づけられましたが、少子化の流れは大きく変わらず、労働力人口の減少や社会保障に対する負担増大など、国の経済成長への深刻な影響が懸念されています。

図表 7 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

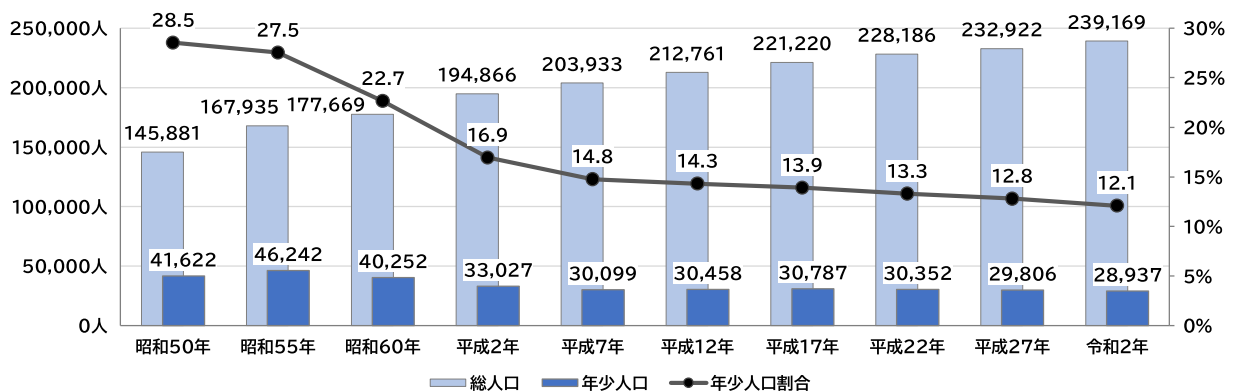


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(1) 人口と年少人口割合の推移

本市の総人口は市制施行以来、増加を続け、1975（昭和 50）年の 14 万 5,881 人から 2020（令和 2）年には 23 万 9,169 人と約 1.6 倍になっています。一方、年少人口（0 歳から 14 歳）は、1975（昭和 50）年の 4 万 1,622 人から 2020（令和 2）年には 2 万 8,937 人と減少し、総人口に占める割合についても、1975（昭和 50）年の 28.5%から 2020（令和 2）年には 12.1%となっています。

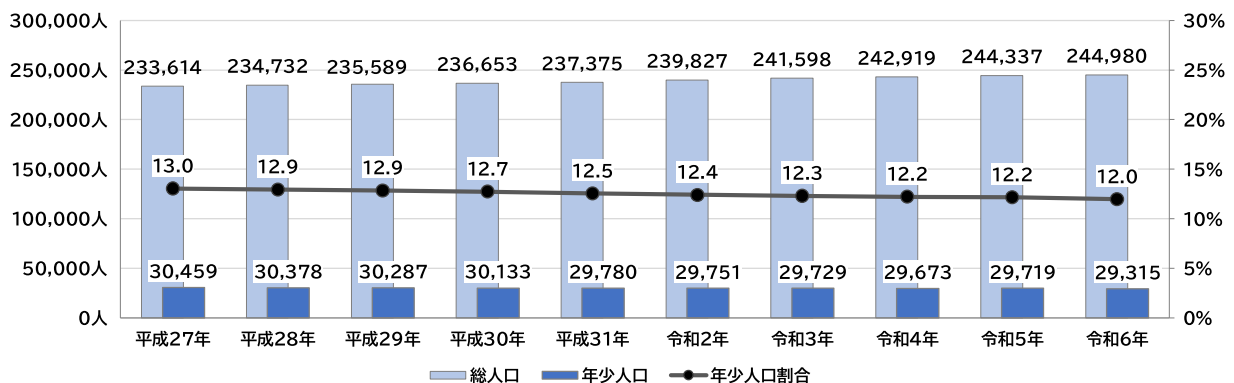
図表 8 国勢調査による総人口と年少人口割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

住民基本台帳に基づく 2015（平成 27）年以降の総人口は、緩やかな増加傾向にあります。年少人口は、2015（平成 27）年には 3 万 459 人でしたが、2024（令和 6）年 4 月時点では 2 万 9,315 人と 1,144 人減少しています。年少人口の割合は、2024（令和 6）年 4 月時点で 12.0%となっています。

図表 9 住民基本台帳による総人口と年少人口割合の推移



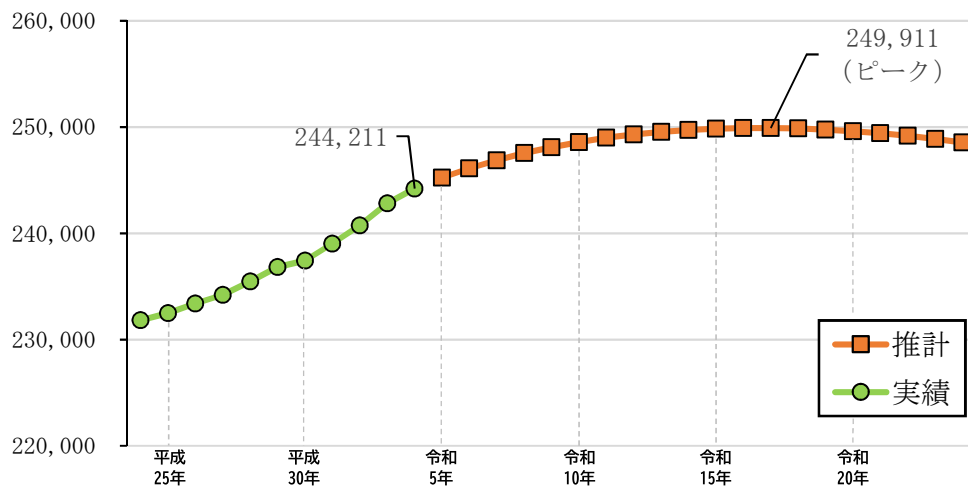
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(2) 今後の年少人口の推移

本市の総人口は市制施行以来、増加を続けています。今後も増加を続け、2023（令和 17）年に約 25 万人のピークを迎え、その後、緩やかに減少していく見通しです。本計画期間中は、人口は緩やかに増加すると見込まれています。年少人口割合は 2025（令和 7）年から 2029（令和 11）年にかけて約 12%で緩やかな減少が見込まれています。

図表 10 総人口の推移と推計

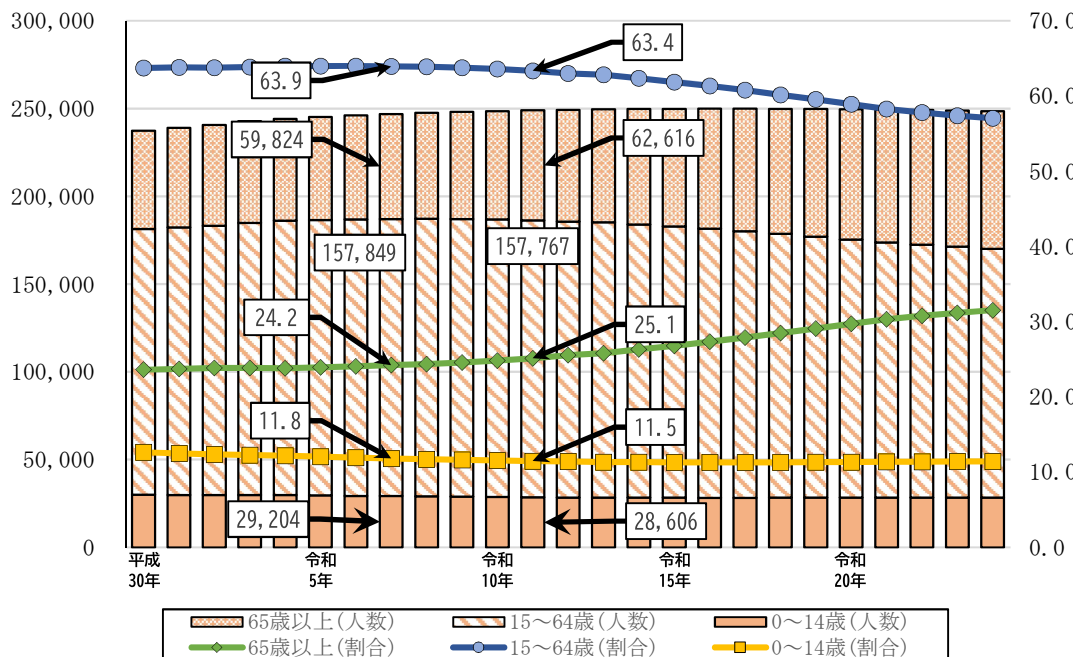
人口推計（各年 10 月 1 日）



資料：第 10 次大和市総合計画資料

図表 11 年齢構成の推移と推計

年齢 3 区分別人口の推計（各年 10 月 1 日）

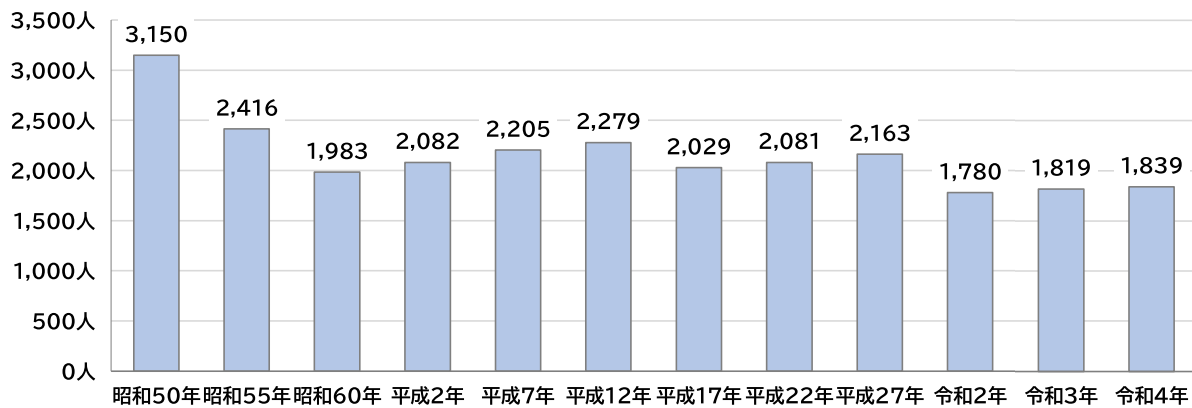


資料：第 10 次大和市総合計画資料

(3) 出生数・出生率（人口1,000人に対する件数）の推移

本市の出生数は、1975（昭和50）年の3,150人から1985（昭和60）年の1,983人まで急激に減少し、その後は2,000人から2,200人台と横ばいで推移してきましたが、2020（令和2）年に1,780人まで減少し、その後は1,800人前後を推移しています。

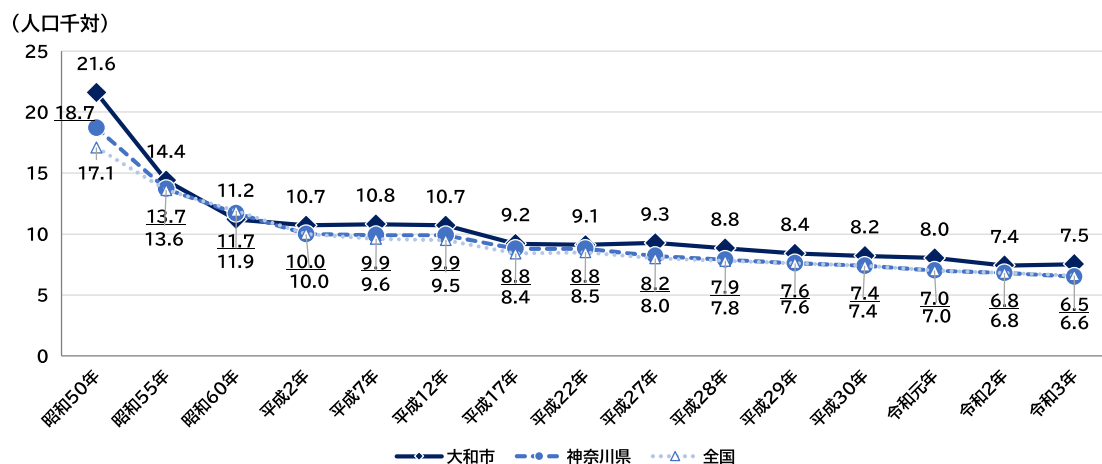
図表 12 出生数の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

また、本市の出生率（人口1,000人に対する件数）は、全国や神奈川県を上回る水準で推移していますが、1975（昭和50）年の21.6から減少を続けており、2020（令和2）年以降は7.5程度で推移しています。

図表 13 出生率（人口1,000人に対する件数）の推移

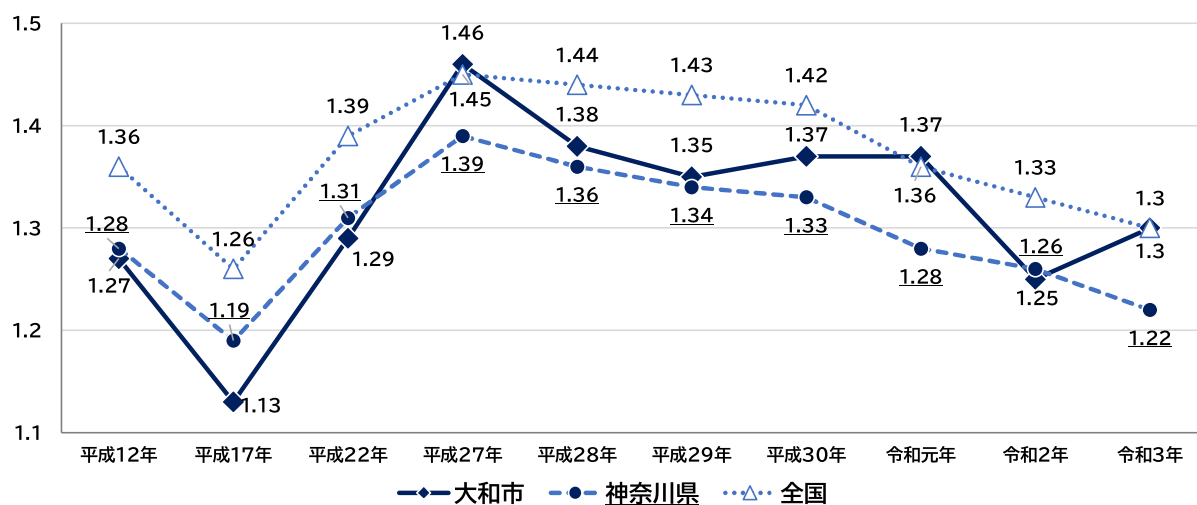


資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産むとされる子どもの数）は、2006（平成18）年以降、一時増加に転じましたが、2015（平成27）年をピークに再び減少が続いており、2021（令和3）年には1.3となっています。なお、本市の合計特殊出生率は、全国の値よりもやや低い水準、神奈川県との値よりも高い水準で推移しています。

図表 14 合計特殊出生率の推移

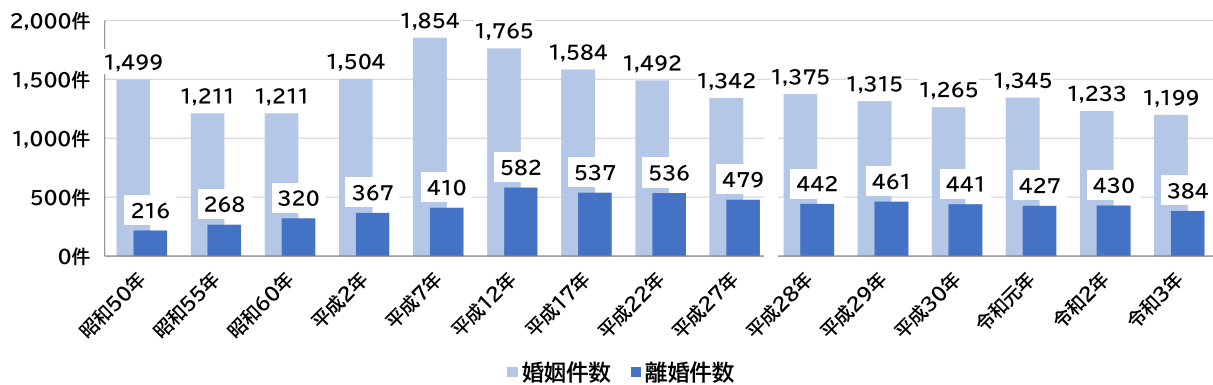


資料：神奈川県衛生統計年報

(5) 婚姻の動向

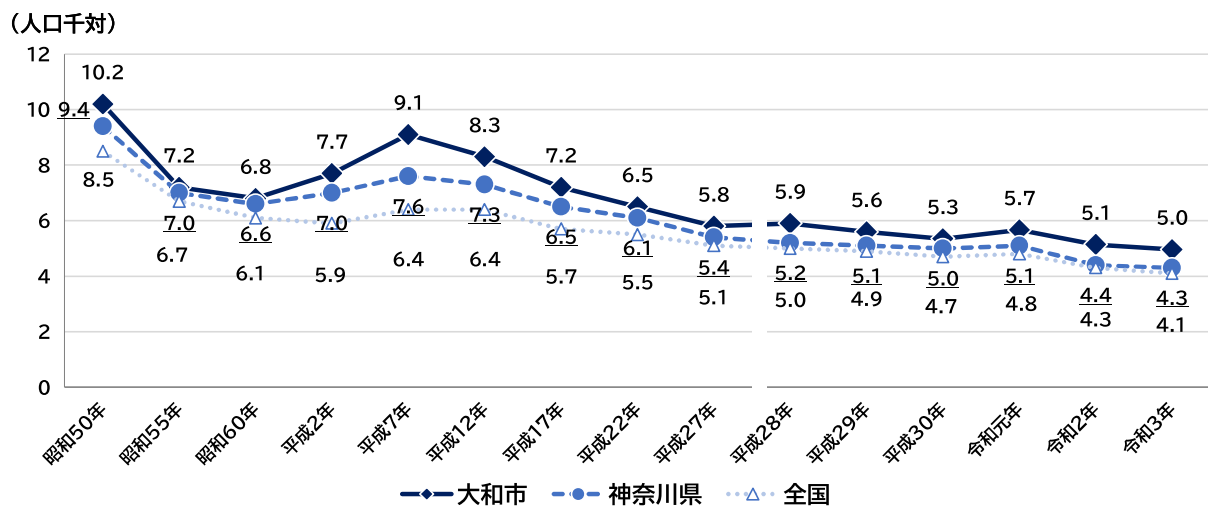
本市の婚姻件数は、1995（平成7）年をピークに減少を続け、2021（令和3）年には1,199件となりました。離婚件数も婚姻件数の減少に伴い、2021（令和3）年には384件となっています。婚姻率（人口1,000人に対する件数）は、全国、神奈川県を上回って推移していますが、1995（平成7）年以降減少傾向となり、2019（令和元）年にはわずかに上昇がみられたものの、2021（令和3）年には5.0となっています。離婚率は、横ばい傾向にあり、2021（令和3）年で1.6となっています。

図表 15 婚姻と離婚件数の推移



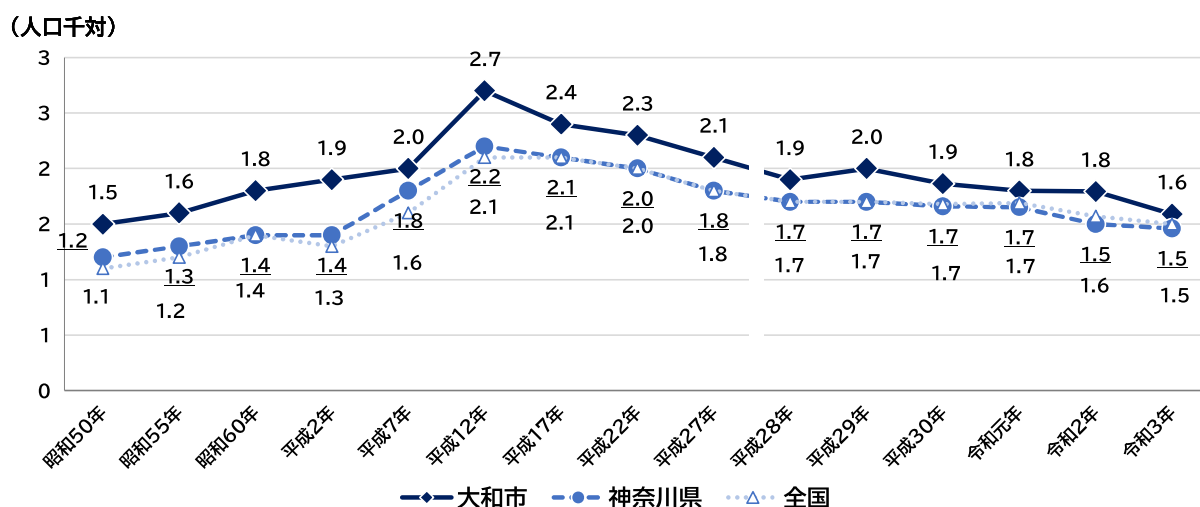
資料：神奈川県衛生統計年報

図表 16 婚姻率（人口1,000人に対する件数）の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

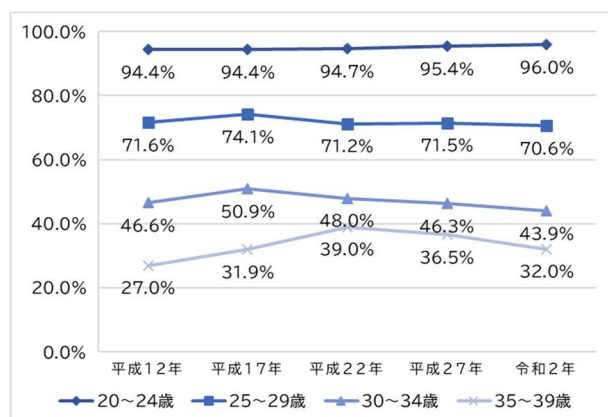
図表 17 離婚率（人口 1,000 人に対する件数）の推移



資料:神奈川県衛生統計年報

本市の未婚率について、男女別に 20 歳から 39 歳までを 5 歳ごとの階級に見てみると、2015（平成 27）年から 2020（令和 2）年にかけて、男性の 25 歳～39 歳、女性の 35～39 歳が減少傾向にあります。男性の 20～24 歳、女性の 20～29 歳で増加傾向を示しており、長期的に見ると未婚化や晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表 18 男性未婚率の推移



図表 19 女性未婚率の推移



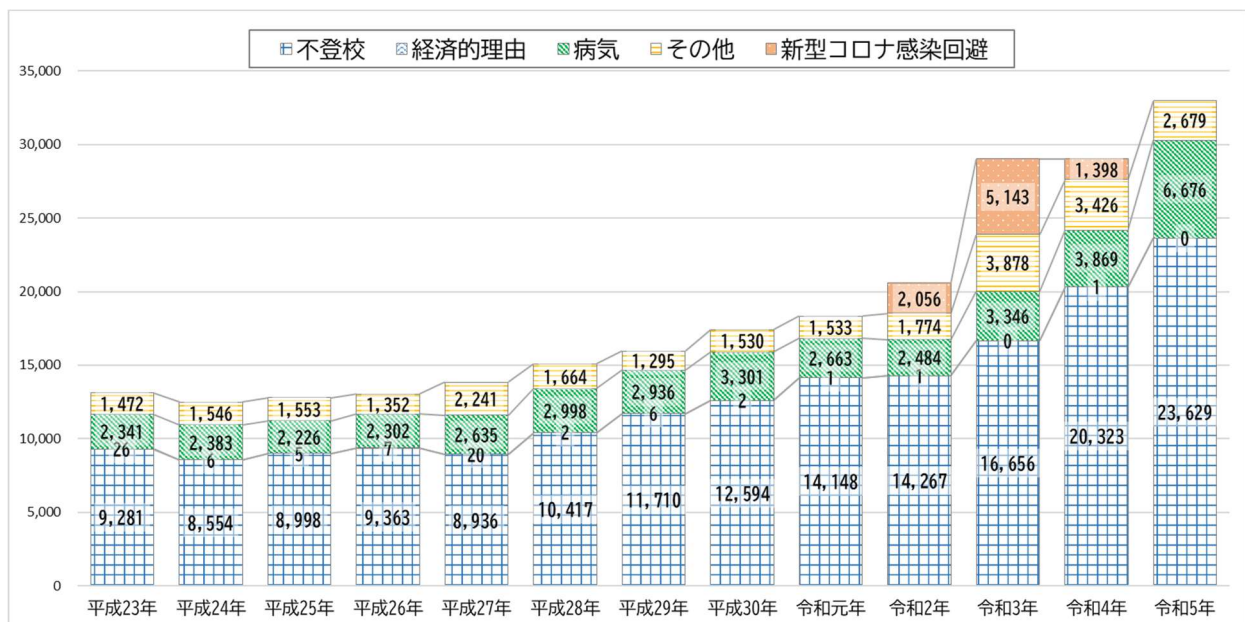
資料:国勢調査(各年 10 月 1 日)

2 こども・若者を取り巻く状況

神奈川県において、2023（令和 5）年度の不登校数や児童虐待相談件数が過去最多となりました。

また、全国においては、2023（令和 5）年には全国で約 800 人の 10 代のこども・若者が自殺しており、その数は 2021（令和 3）年から増加傾向にあります。さらには、SNS に起因する事犯の被害にあったこどもの数も高い水準で推移するなど、こどもや若者が抱える課題や取り巻く環境は、社会状況の変化に伴い多様化・複雑化しています。

図表 20 理由別長期欠席者（年間に 30 日以上欠席した児童・生徒）数の推移
【神奈川県内公立小・中学校合計】

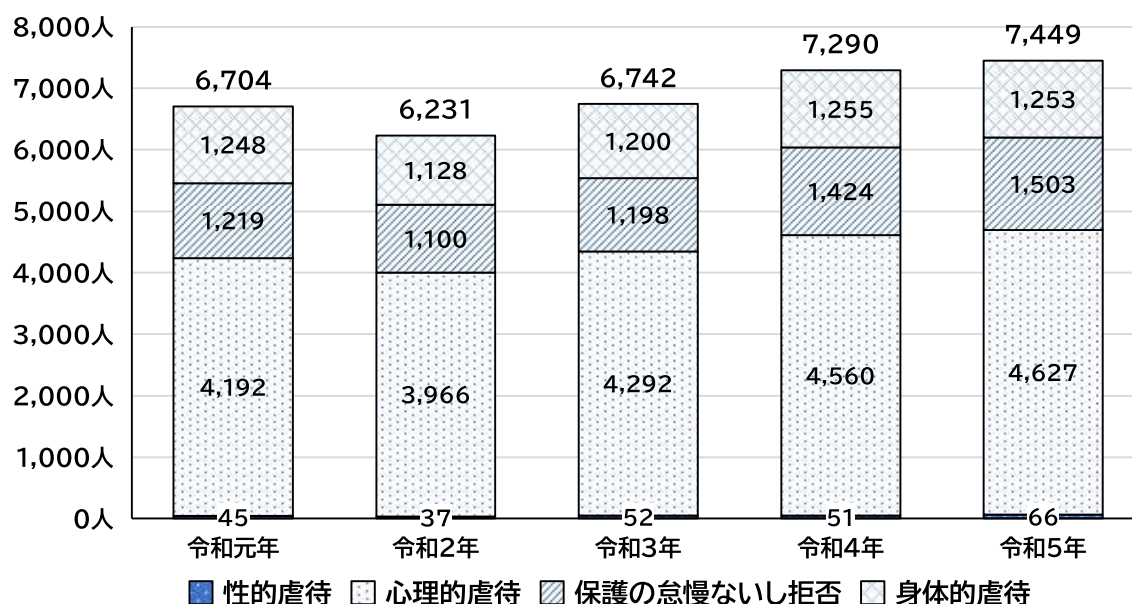


資料：神奈川県教育委員会「令和5年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校調査 調査結果の概要（公立学校分）」を基に作成

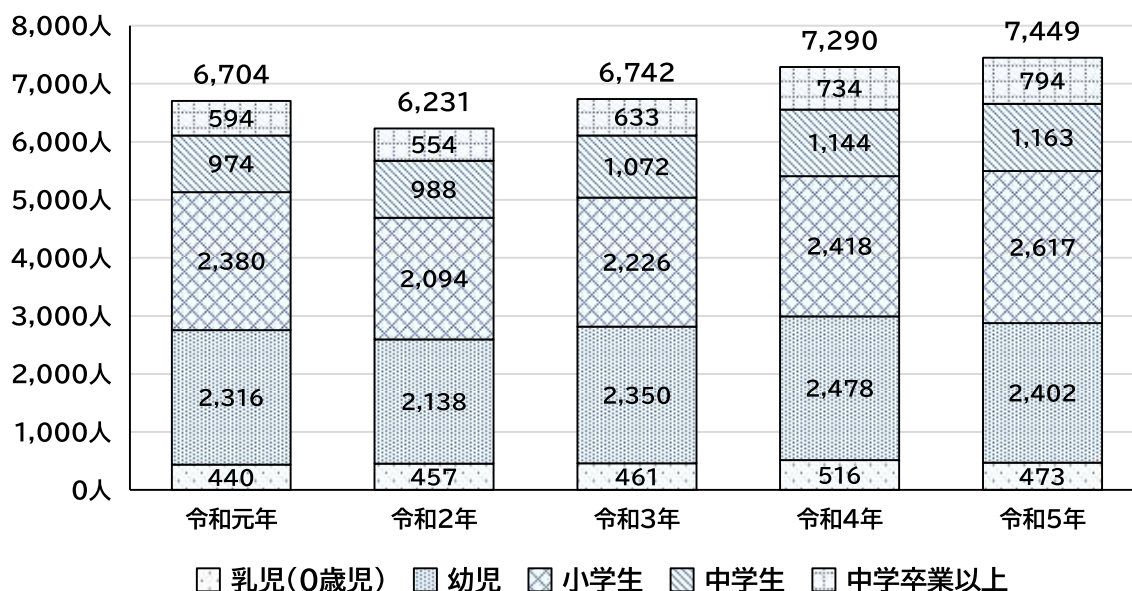
図表 21 神奈川県 児童相談所虐待相談受付件数（内容別・年齢別）

※政令指定都市・児童相談所設置市を除いた件数です。

【内容別】

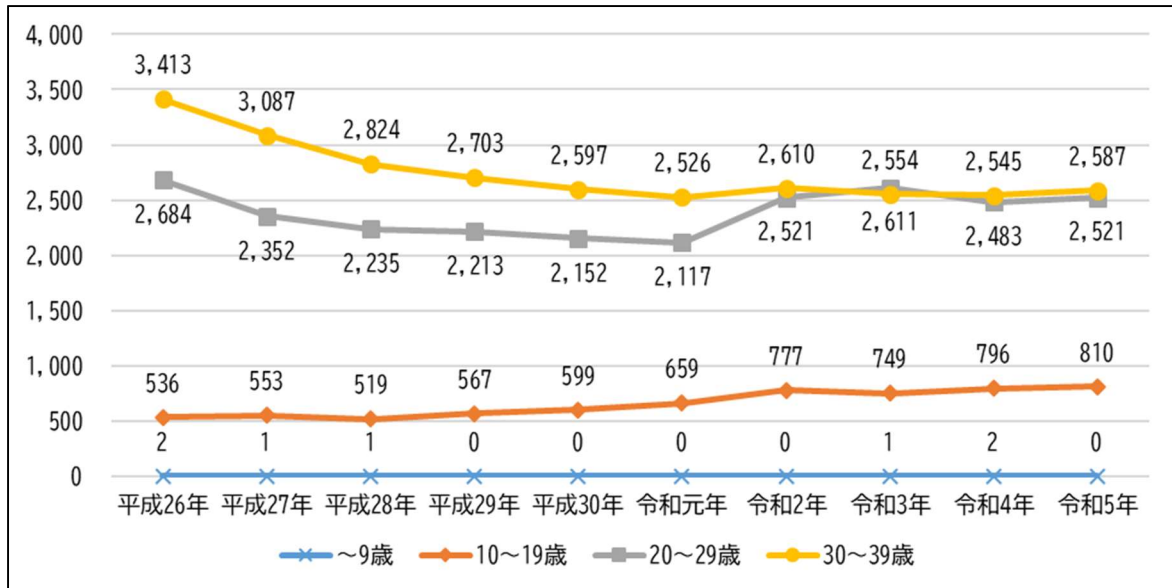


【年齢別】



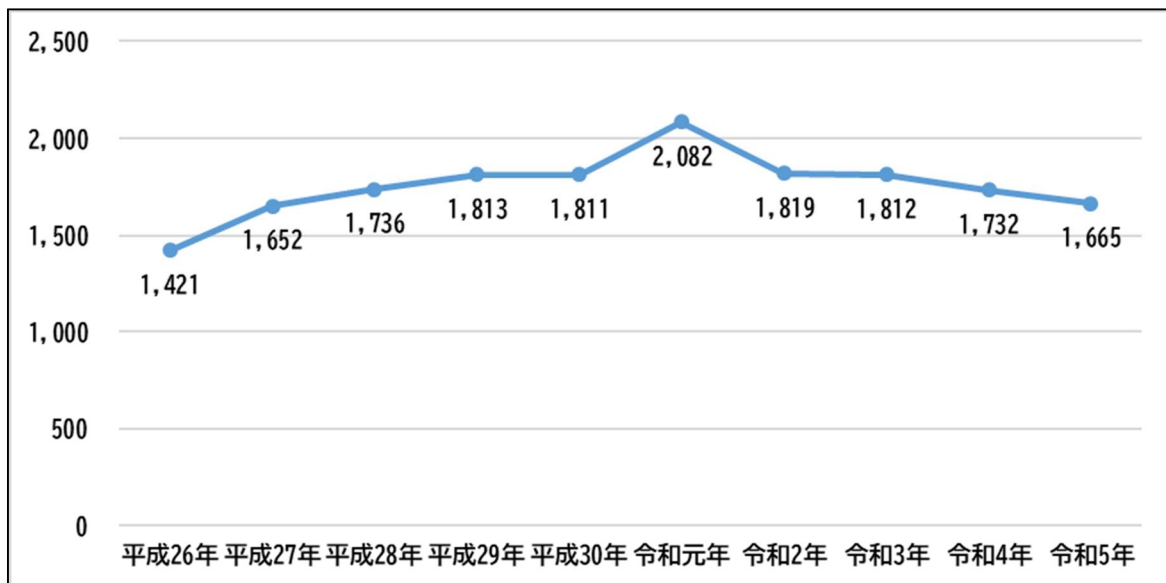
資料：令和5年度神奈川県記者発表資料「令和5年度児童相談所虐待相談受付件数について」を基に作成

図表 22 若者の自殺者数の推移(全国)



資料:厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」

図表 23 SNS に起因する事犯における被害児童数の推移(全国)



※SNS とは、本統計では通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。

※SNS に起因する事犯とは、SNS を通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

※対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪

資料:警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」を基に作成

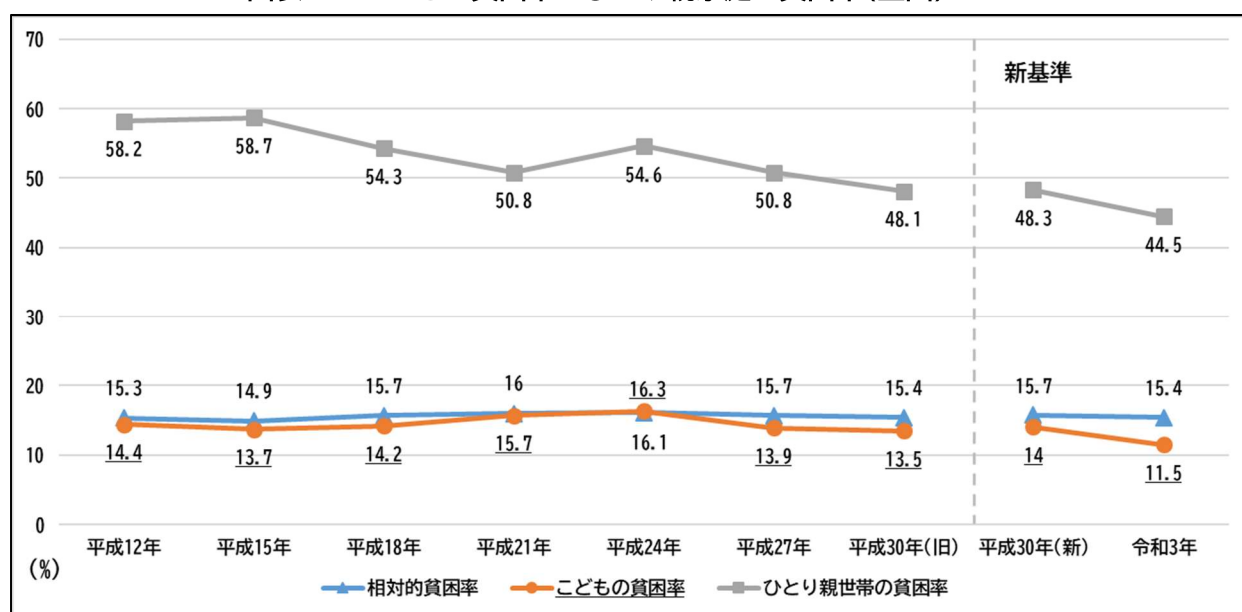
(1) こどもの貧困

「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、2021(令和3)年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は15.4%となっています。また、「こどもの貧困率」(17歳以下)は11.5%で、「こどもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満でこどもがいる世帯)のうち、ひとり親世帯(「大人が一人」の世帯員)の貧困率は44.5%となっています。

2023(令和5)年度に神奈川県が実施した「子どもの生活状況調査」においても等価可処分所得の中央値の半分未満で生活する、いわゆる「貧困状態」の世帯は10.1%でした。

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で解決するという認識が重要です。

図表 24 こどもの貧困率・ひとり親家庭の貧困率(全国)

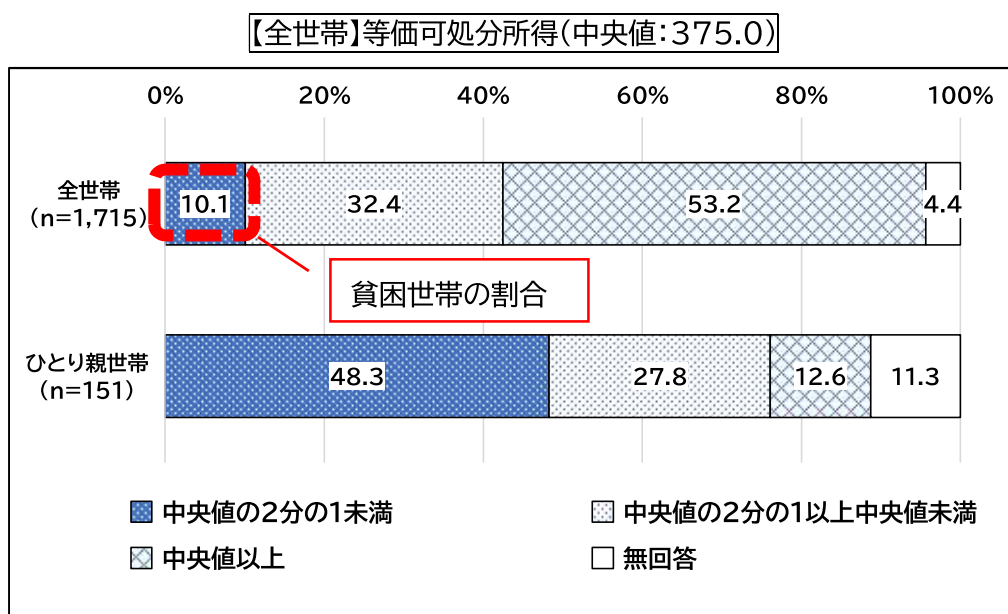


※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で算定した数値である。

資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査の概況」を基に作成

図表 25 神奈川県内における子どもの貧困率



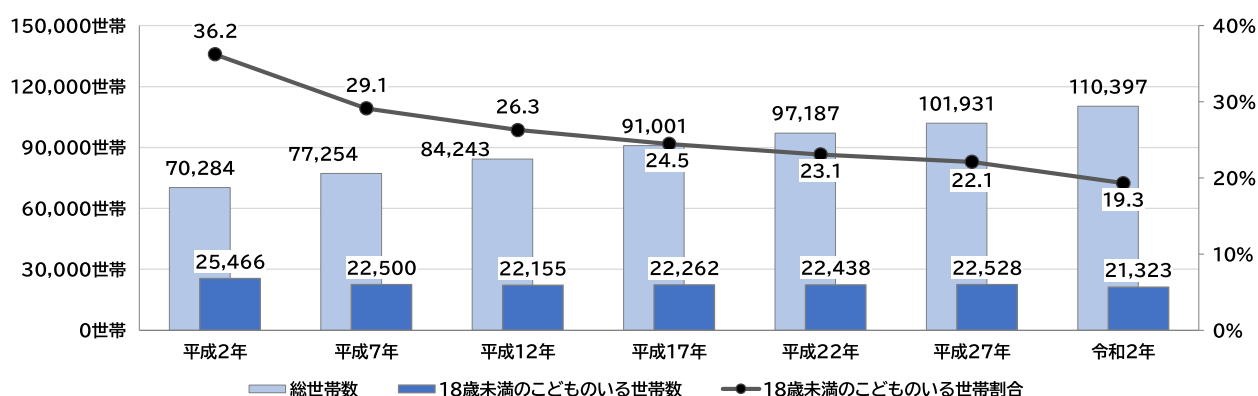
資料:神奈川県「令和5年度子どもの生活状況調査」

3 子育て当事者を取り巻く状況

(1) 子育て当事者を取り巻く状況

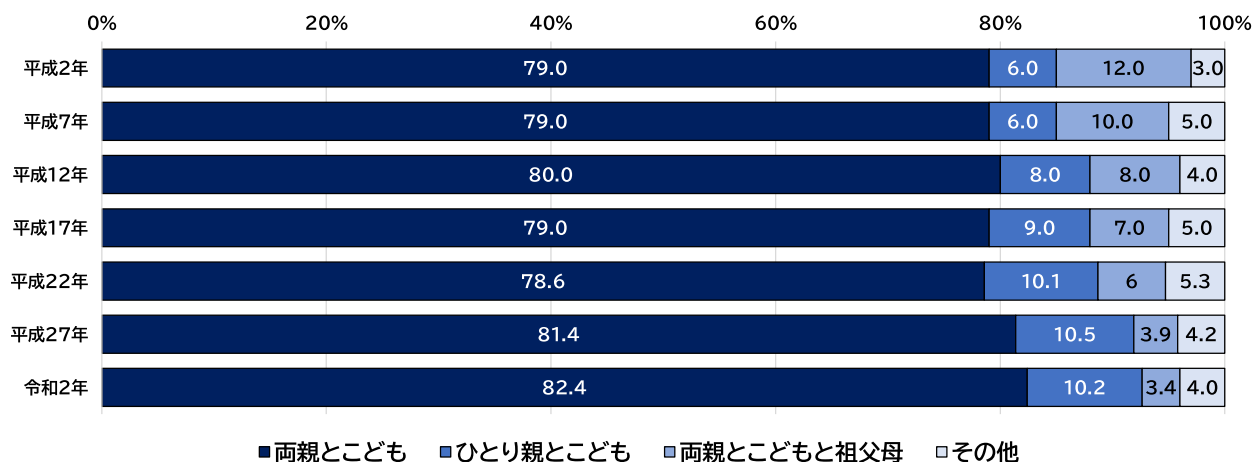
本市の世帯数は一貫して増加しています。このうち、18歳未満のこどものいる世帯数は、1990（平成2）年から2000（平成12）年にかけて減少傾向を示し、2000（平成12）年以降微増で推移していましたが、2020（令和2）年には減少に転じています。18歳未満のこどものいる世帯割合も減少し、2020（令和2）年で19.3%となっています。18歳未満のこどものいる世帯の構造をみると、核家族世帯（両親とこどもの世帯、ひとり親とこどもの世帯の合計）が全体の9割以上を占め、三世帯同居（両親とこどもと祖父母の世帯）の割合は2020（令和2）年には3.4%まで減少しています。

図表 26 総世帯数と18歳未満のこどものいる世帯が占める割合



資料：国勢調査（各年10月1日）

図表 27 18歳未満のこどものいる世帯の構造



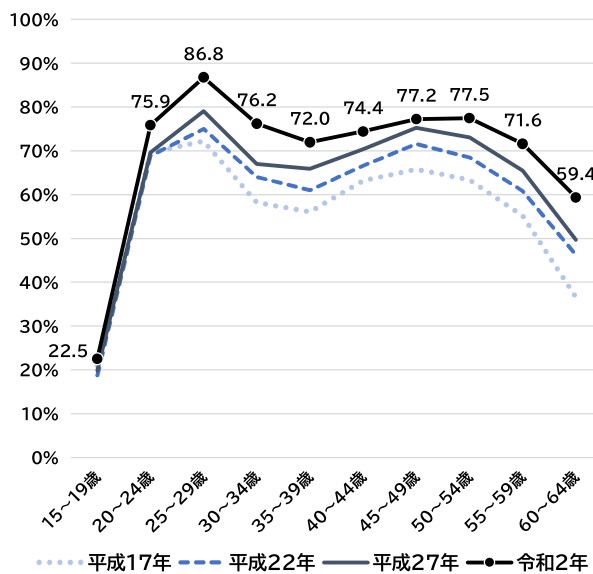
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 女性の労働力率の推移

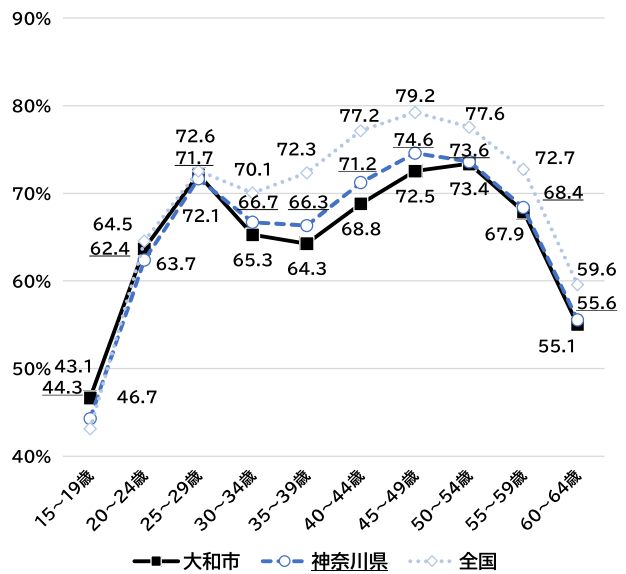
本市の女性労働力率をみると、女性は20歳代前半で就職し、その後結婚や出産により一時離職し、その後再び就職することから「M字カーブ」を描くことが広く知られています。このM字カーブについては、女性の労働力率の変化に関する全国的な傾向として、未婚化や晩婚化が進んでいること、結婚時の雇用継続が増加していること、育児休業取得率が上昇していることなどから、そのM字型の底が徐々に浅くなっています。本市においては、20歳代、30歳代、50歳代以降の女性全体の労働力率の上昇が大きくなっています。

また、本市の有配偶者女性(配偶者のいる女性)の労働力率は、全国平均、神奈川県平均と比較して低い傾向にありますが、働き方改革等、女性の活躍を支える環境づくりを国全体で推進していく方針であることから、女性の労働力率は今後上昇していくものと想定されます。

図表 28 女性の労働力率の推移



図表 29 有配偶女性労働力率の推移

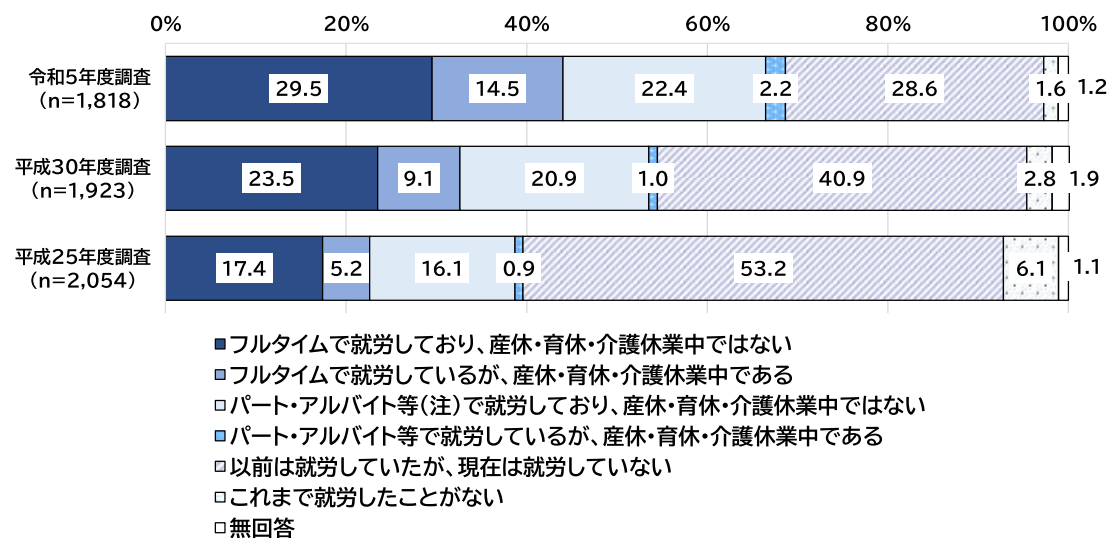


資料:国勢調査(各年 10月1日)

(3) 親の就労状況

本市の0～5歳のこどもを持つ親の就労状況は、2023（令和5）年度の本市ニーズ調査によれば、父親の9割以上がフルタイムで就労しており、母親の44.0%が「フルタイム（育児休業中を含む）」で、24.6%が「パート・アルバイト（育児休業中を含む）」で就労しています。過去の調査と比較すると、就労している母親が大きく増加していることが分かります。

図表 30 0歳から5歳のこどもを持つ母親の就労状況

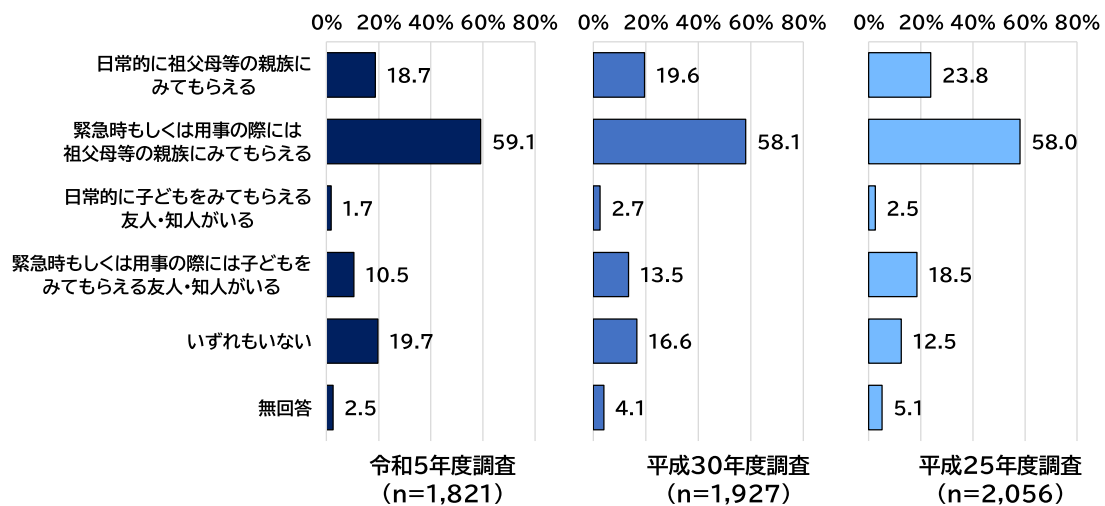


資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査

(4) 子育ての不安感、負担感、孤立感

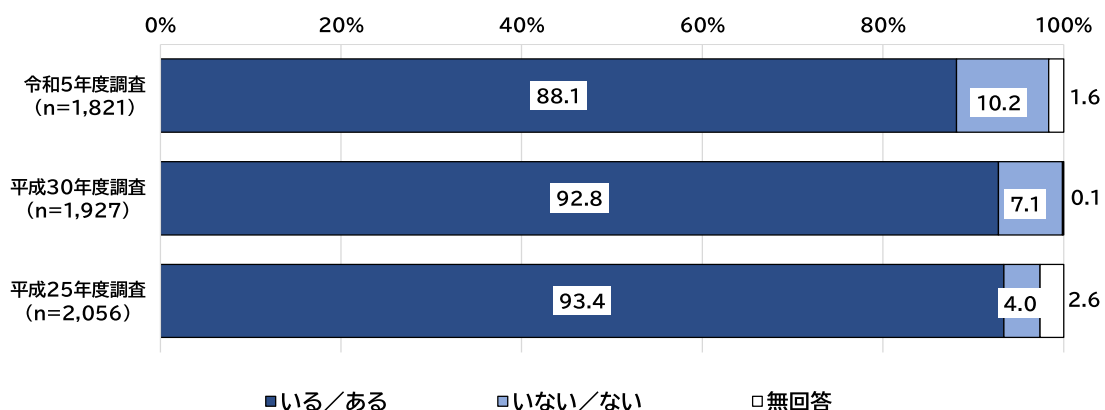
2023（令和 5）年度の本市ニーズ調査によれば、子育てについて日常的に頼ることができる祖父母等の親族や、友人・知人がいる方の割合は 20.4%で、5 人に 1 人程度となっています。過去の調査と比較すると、子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」と回答した割合が増加しています。また、10.2%の方は、子育てをする上で気軽に相談できる人がいないと回答しており、過去の調査に比べて増加しています。これらのことは、日々の子育てに対する助言や協力を得ることが難しく、孤立した状況で子育てをしている家庭が存在することを示唆しています。

図表 31 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の



資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査

図表 32 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人及び場所の有無



資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査